

令和6年度 広島県就漁奨学生募集要領

公益財団法人広島県漁業振興基金

〒730-0051
広島市中区大手町二丁目9番6号
水産会館
TEL (082) 541-1085
FAX (082) 246-3237

1 趣 旨

漁業の担い手を育成し、水産物の安定供給を図るため、将来広島県内において漁業に従事することを希望する者に対して就漁奨学金を貸与し、学校卒業後漁業に従事した場合は、その返還を免除する。

2 応募資格

次の各号のいずれにも該当する者が応募できる。

- (1) 広島県民の家族であること。
- (2) 次のいずれかに該当する者
 - ア 広島県内の高等学校に在学中の者
 - イ 広島県外の高等学校に在学中の者で、漁業に関する教科を履習する者
 - ウ 大学（大学校を含む。）に在学中の者で、漁業または水産物の物流に関する教科を履習する者
- (3) 高等学校又は大学（以下「学校」という。）における課程を修了（以下「卒業」という。）した後、広島県内において永続的に漁業に従事（基幹的漁業従事者として、年間を通じ主に漁業に従事することをいう。以下同じ。）しようとする者であること。（最寄りの漁業協同組合長、水産高等学校長の推薦が必要）
- (4) 就漁奨学金に類する他の奨学金を受けていない者。ただし、公益財団法人漁船海難遺児育英会の奨学金を受けている者はこの限りではない。

3 就漁奨学金の貸与期間

令和6年4月1日から卒業時まで

4 就漁奨学金の貸与額等

(1) 貸与額（月額）

貸与学生	公立	私立
第2条第2号アに該当する者	18,000円	25,000円
第2条第2号イに該当する者	35,000円	
第2条第2号ウに該当する者	45,000円	

(2) 貸与時期

年4回、3カ月分をまとめて貸与

5 募集人員

若干名

6 申請書受付期間

令和6年4月1日から令和6年5月10日まで

7 応募方法等

(1) 提出書類

- ア 就漁奨学金貸与申請書
- イ 本人の居住地の漁業協同組合長又は学校長の推薦書
- ウ 前年度分の学業成績証明書
- エ 在学証明書
- オ 医師の証明する健康診断書
- カ その他理事長の必要と認める書類 各1通

(2) 申請用紙

ア・イは所定のものを使用してください。

用紙希望の方は、公益財団法人広島県漁業振興基金に申し出てください。

(3) 就漁奨学金貸与申請書類提出先

最寄りの漁業協同組合、または学校を経由して、公益財団法人広島県漁業振興基金へ提出してください。

8 返還方法

学校を卒業した翌月から5年以内、返還金には、年2%の利息を付ける。

9 特 典

応募資格(3)号の内容が確認された場合は、就漁奨学金の返還を猶予又は免除する。

10 貸与者の決定

貸与者は、当基金就漁奨学生貸与者選考委員会で決定し、漁業協同組合長、学校長を経由して令和6年5月下旬に通知する。

詳細はホームページ <https://www.hiroshima-kgk.jp/kikin/>をご覧ください。